

明日香村の意欲ある農業者を応援します！

# 農業従事者支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響や、農業用資材・肥料等の原材料価格高騰の影響を受けている農業者を対象に、農業用・農産加工用の機械や施設等の導入を支援します。



トラクター等の農業機械



ビニールハウス等の農業用施設



農産加工に必要な機械・施設

## 補助率

補助対象経費の30%(補助額上限150万円) ※千円未満切捨

## 補助対象経費

農業用・農産加工用の機械や施設等の導入に要する経費

例：トラクター、コンバイン、ビニールハウス、加工施設 等

- ① 対象となる機械等の単価は30万円以上であること
- ② 中古機械や中古施設は、適正価格での取得であること、また残存耐用年数がおおむね2年以上のものであること
- ③ 軽トラック等の汎用性の高いもの・オークション品・個人販売品は対象外

## 補助対象者

下記のすべてに該当する者

- ① 明日香村農家台帳に記載されている農業経営者
- ② 村内に住所または事務所を有している者
- ③ 村内で生産した農産物や加工品の販売を行う意志がある者
- ④ 今後も5年以上継続して村内で農業を営む意志がある者
- ⑤ 村税等の滞納がない者

令和4年  
4月1日～12月31日までに  
支払いが完了するものに  
限ります。

## 申請受付期間

令和4年8月1日(月)～10月31日(月)

詳細・様式のダウンロードは  
明日香村 HP をご確認ください

## お問い合わせ

明日香村 観光農林推進課 ☎(0744)54-2001

